軽減税率制度に対応した申告書の作成手順1 (一般用) 〔課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上の場合〕

【課税期間】平成31年1月1日~令和元年12月31日

(単位:円)

	税率 6.3%適用分	税率 6.24%適用分	税率 7.8%適用分	合計金額
課税売上高 (税込み)	302, 500, 000	67, 960, 000	45, 100, 000	415, 560, 000
免税売上高	_	_	_	11, 000, 000
非課税売上高	_	_	_	7, 000, 000
売上対価の返還等 の金額(税込み)	10, 684, 000	1, 507, 040	1, 578, 500	13, 769, 540
課税仕入れの金額 (税込み)	201, 680, 000	40, 076, 000	31, 570, 000	273, 326, 000
仕入対価の返還等の 金額 (課税仕入れに係 るもの (税込み))	_	7, 850, 000	5, 900, 000	13, 750, 000
貸倒処理した金額 (税込み)	1, 430, 000	_	_	1, 430, 000

(参考) 1 中間納付消費税額 6,300,000円

2 中間納付地方消費税額 1,700,000円

3 基準期間の課税売上高 350,000,000円(税抜き)

I 付表1-1・1-2の作成(その1)

この項においては、主に、税率の異なるごとに区分した課税標準である金額の合計額から消費税額を計算します。

なお、設例においては、税率引上げ前(令和元年 10 月)の税率の適用があるため、全項において付表 $1-2\cdot 2-2$ の作成が必要となります。

1 付表1-2の①~②欄の記載

税率引上げ前の税率適用分について計算します。

(1) 「課税資産の譲渡等の対価の額①-1」欄

税率 6.3%適用分C、旧税率分小計X

 $302,500,000 \times 100/108 = 280,092,592$

(注) 売上金額から売上対価の返還等の金額を直接減額する方法で経理している場合は、 減額した後の金額を基に課税資産の譲渡等の対価の額及び課税標準額を計算します。 付表 1 - 1 の同欄も同様です。 (2) 「課税標準額①」欄

税率 6.3%適用分C、旧税率分小計X

302,500,000 × 100/108 = 280,092,000 (千円未満切捨て)

(3) 「消費税額②」欄

税率 6.3%適用分C、旧税率分小計X

 $280,092,000 \times 6.3\% = 17,645,796$

2 付表 1-1の①~②欄の記載

設例の場合は付表 1-200~②欄の旧税率分小計 X を付表 1-1 に転記した上で、税率 引上げ後の税率適用分について計算します。

(1) 「課税資産の譲渡等の対価の額①-1」欄

税率 6.24%適用分口

 $67,960,000 \times 100/108 = 62,925,925$

税率 7.8%適用分 E

 $45, 100, 000 \times 100/110 = 41, 000, 000$

合計F

280, 092, 592 + 62, 925, 925 + 41, 000, 000 = 384, 018, 517

(2) 「課税標準額①」欄

税率 6.24%適用分口

67,960,000 × 100/108 = 62,925,000 (千円未満切捨て)

税率 7.8%適用分E

45,100,000 × 100/110 = 41,000,000 (千円未満切捨て)

合計F

280,092,000 + 62,925,000 + 41,000,000 = 384,017,000

(3) 「消費税額②」欄

税率 6. 24%適用分 D

 $62,925,000 \times 6.24\% = 3,926,520$

税率 7.8%適用分E

 $41,000,000 \times 7.8\% = 3,198,000$

合計F

17,645,796 + 3,926,520 + 3,198,000 = 24,770,316

Ⅲ 付表2-1・2-2の作成

この項においては、主に、課税売上割合・控除対象仕入税額を計算します。

1 付表2-2の①欄の記載

税率引上げ前の税率適用分の課税売上額を計算します。

「課税売上額(税抜き)①」欄

税率 6.3%適用分C、旧税率分小計X

 $302,500,000 \times 100/108 - 10,684,000 \times 100/108 = 270,200,000$

(注) 売上金額から売上対価の返還等の金額を直接減額する方法で経理している場合は、減額した後の金額に $\frac{100}{108}$ を乗じた金額が $\hat{\mathbf{1}}$ C及び \mathbf{X} 欄の金額となります。

2 付表2-1の①~8欄の記載

付表2-2の①欄の旧税率分小計Xを付表2-1に転記した上で、課税売上割合を計算します。

(1) 「課税売上額(税抜き)①」欄

税率 6.24%適用分D

 $67,960,000 \times 100/108 - 1,507,040 \times 100/108 = 61,530,518$

税率 7.8%適用分E

 $45, 100, 000 \times 100/110 - 1, 578, 500 \times 100/110 = 39, 565, 000$

合計F

270, 200, 000 + 61, 530, 518 + 39, 565, 000 = 371, 295, 518

- (注) 売上金額から売上対価の返還等の金額を直接減額する方法で経理している場合は、減額した後の金額に $\frac{100}{108}$ 又は $\frac{100}{110}$ を乗じた金額が①D又はE欄の金額となります。
- (2) 「免税売上額②」欄

11, 000, 000

(3) 「課税資産の譲渡等の対価の額④F」欄 371,295,518 + 11,000,000 = 382,295,518

- (4) 「課税資産の譲渡等の対価の額5 F」欄
 - ④F欄から転記
- (5) 「非課税売上額⑥」欄

7, 000, 000

(6) 「資産の譲渡等の対価の額プF」欄 382,295,518 + 7,000,000 = 389,295,518

(7) 「課税売上割合⑧F」欄

382, 295, 518 / 389, 295, 518 = 98. 201…% → <u>98%</u> (98. 201…%≥95% ⇒ 全額控除可)

3 付表2-2の4~②欄の記載

付表 2 - 1 の④、⑦及び⑧欄の合計 F を付表 2 - 2 の旧税率分小計 X に転記した上で、税率引上げ前の税率適用分の控除対象仕入税額を計算します。

(1) 「課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)⑨」欄

税率 6.3%適用分C、旧税率分小計X

201, 680, 000

(2) 「課税仕入れに係る消費税額⑩」欄

税率 6.3%適用分C、旧税率分小計X

 $201,680,000 \times 6.3/108 = 11,764,666$

(3) 「課税仕入れ等の税額の合計額⑤」欄 設例の場合は⑩C及びX欄と同じ

- (4) 「課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上の場合⑥」欄 設例の場合は課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上(II2(7)参照) のため⑥C及びX欄と同じ
- (5) 「控除対象仕入税額②」欄 設例の場合は⑥C及びX欄と同じ

4 付表 2-1の9~②欄の記載

設例の場合は付表2-2の⑨~③欄の旧税率分小計Xを付表2-1に転記した上で、税率引上げ後の税率適用分について計算します。

(1) 「課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)⑨」欄

税率 6.24%適用分口

40,076,000 - 7,850,000 = 32,226,000

税率 7.8%適用分E

31,570,000 - 5,900,000 = 25,670,000

合計F

201,680,000 + 32,226,000 + 25,670,000 = 259,576,000

- (注) 課税仕入れに係る対価の返還等の金額を直接仕入金額から減額する方法で経理している場合は、減額後の金額(税込み)を記載します。
- (2) 「課税仕入れに係る消費税額⑩」欄

税率 6.24%適用分口

 $40,076,000 \times 6.24/108 - 7,850,000 \times 6.24/108 = 1,861,947$

税率 7.8%適用分 日

 $31,570,000 \times 7.8/110 - 5,900,000 \times 7.8/110 = 1,820,236$

合計F

11,764,666 + 1,861,947 + 1,820,236 = 15,446,849

(3) 「課税仕入れ等の税額の合計額(5)」欄

税率 6.24%適用分口、税率 7.8%適用分E

設例の場合は⑩D及びE欄と同じ

合計F

11,764,666 + 1,861,947 + 1,820,236 = 15,446,849

(4) 「課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上の場合(⑥) 欄

税率 6.24%適用分口、税率 7.8%適用分E

設例の場合は課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上(II 2(7)参照) のため(B) D 及びE 欄と同じ

合計F

11,764,666 + 1,861,947 + 1,820,236 = 15,446,849

(5) 「控除対象仕入税額②」欄

税率 6.24%適用分口、税率 7.8%適用分E

設例の場合は16D及びE欄と同じ

合計F

11,764,666 + 1,861,947 + 1,820,236 = 15,446,849

Ⅲ 付表1−1・1−2の作成(その2)

この項においては、上記Ⅰ・Ⅱの計算結果から消費税額及び地方消費税額を計算します。

1 付表 1 - 2 の④~⑤欄の記載

税率引上げ前の税率適用分について計算します。

(1) 「控除対象仕入税額④」欄

税率 6.3%適用分C

付表2-2の②C欄から転記

旧税率分小計X

11, 764, 666

(2) 「売上げの返還等対価に係る税額⑤-1」欄

税率 6.3%適用分C、旧税率分小計X

 $10,684,000 \times 6.3/108 = 623,233$

- (注) 売上金額から売上対価の返還等の金額を直接減額する方法で経理している場合は、 ⑤-1及び⑤欄に記載する必要はありません。付表1-1の同欄も同様です。
- (3) 「返還等対価に係る税額⑤」欄 設例の場合は⑤-1 C及びX欄と同じ
- (4) 「貸倒れに係る税額⑥」欄

税率 6.3%適用分C、旧税率分小計X

 $1,430,000 \times 6.3/108 = 83,416$

(5) 「控除税額小計⑦」欄

税率 6.3%適用分C、旧税率分小計X

11,764,666 + 623,233 + 83,416 = 12,471,315

(6) 「差引税額⑨」欄

税率 6.3%適用分C、旧税率分小計X

17,645,796 - 12,471,315 = 5,174,481

(7) 「地方消費税の課税標準となる消費税額・差引税額①」欄

税率 6.3%適用分C

9 C欄から転記

旧税率分小計X

5, 174, 481

- (8) 「合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額③」欄 設例の場合は②C及びX欄と同じ
- (9) 「譲渡割額・納税額15」欄

税率 6.3%適用分C、旧税率分小計X

 $5, 174, 481 \times 17/63 = 1, 396, 288$

2 付表 1-1の4~16欄の記載

設例の場合は付表 1 - 2 の④~⑤欄の旧税率分小計 X を付表 1 - 1 に転記した上で、税率 引上げ後の税率適用分について計算します。

(1) 「控除対象仕入税額④」欄

税率 6.24%適用分D、税率 7.8%適用分E

付表2-1の②D及びE欄から転記

合計F

11,764,666 + 1,861,947 + 1,820,236 = 15,446,849

(2) 「売上げの返還等対価に係る税額⑤-1」欄

税率 6.24%適用分口

 $1,507,040 \times 6.24/108 = 87,073$

税率 7.8%適用分E

 $1,578,500 \times 7.8/110 = 111,929$

合計F

623, 233 + 87, 073 + 111, 929 = 822, 235

(3) 「返還等対価に係る税額⑤」欄

税率 6.24%適用分口、税率 7.8%適用分E

設例の場合は5-1D及びE欄と同じ

合計F

623, 233 + 87, 073 + 111, 929 = 822, 235

(4) 「貸倒れに係る税額⑥」欄

合計F

$$83,416 + 0 + 0 = 83,416$$

(5) 「控除税額小計(7)」欄

税率 6.24%適用分口

1,861,947 + 87,073 = 1,949,020

税率 7.8%適用分E

1,820,236 + 111,929 = 1,932,165

合計F

12, 471, 315 + 1, 949, 020 + 1, 932, 165 = 16, 352, 500

(6) 「差引税額⑨」欄

税率 6.24%適用分口

3,926,520 - 1,949,020 = 1,977,500

税率 7.8%適用分E

3, 198, 000 - 1, 932, 165 = 1, 265, 835

合計F

5, 174, 481 + 1, 977, 500 + 1, 265, 835 = 8, 417, 816

(7) 「合計差引税額⑩」欄

8,417,816 - 0 = 8,417,816

(8) 「地方消費税の課税標準となる消費税額・差引税額⑫」欄

税率 7.8%適用分E

1,977,500 + 1,265,835 = 3,243,335

合計F

5, 174, 481 + 3, 243, 335 = 8, 417, 816

(9) 「合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額③」欄

税率 7.8%適用分E

設例の場合は①E欄と同じ

合計F

5, 174, 481 + 3, 243, 335 = 8, 417, 816

(10) 「譲渡割額・納税額15」欄

税率 7.8%適用分E

 $3, 243, 335 \times 22/78 = 914, 786$

合計F

1, 396, 288 + 914, 786 = $\underline{2, 311, 074}$

(11) 「合計差引譲渡割額16」欄

 $2, 311, 074 - 0 = \underline{2, 311, 074}$

ⅳ 申告書第一表・第二表の記載

次のとおり転記及び計算します。

第一表	転記元等	第二表	転記元等
1	申告書 第二表 ①	1	付 表 1 - 1 ① F
2	申告書 第二表 ①	2	付 表 1 - 2 ① - 1 A
3	付 表 1-1 ③ F	3	付 表 1 - 2 ① - 1 B
4	付 表 1-1 ④ F	4	付 表 1 - 2 ① - 1 C
5	申告書 第二表 ①	5	付 表 1 - 1 ① - 1 D
6	付 表 1-1 ⑥ F	6	付 表 1 一 1 ① 一 1 E
7	付 表 1-1 ⑦ F	7	付 表 1 一 1 ① 一 1 F
8	付 表 1-1 ⑩F(マイナスの場合に記載)	8	付 表 1 - 2 ① - 2 C
9	付 表 1 - 1 ⑩ F (プラスの場合に記載)	9	付 表 1 一 1 ① 一 2 E
10	中間納付税額	10	付 表 1 - 1 ① - 2 F
11)	申告書 第一表 ⑨-⑩(⑨>⑩の場合に記載)	11)	付 表 1 - 1 ② F
12	申告書 第一表 ⑩-⑨ (⑩>⑨の場合に記載)	(12)	付 表 1 - 2 ② A
13	修正申告の場合に記載	13	付 表 1 - 2 ② B
14)		14)	付 表 1 - 2 ② C
15	付 表 2-1 ④ F	15)	付 表 1 - 1 ② D
16	付 表 2 - 1 ⑦ F	16	付 表 1 - 1 ② E
17)	付 表 1-1 ③F(マイナスの場合に記載)	17)	付 表 1 - 1 ⑤ F
18	付 表 1 - 1 ^③ F (プラスの場合に記載)	18	付 表 1 - 1 ⑤ - 1 F
19	付 表 1-1 ⑯F(マイナスの場合に記載)	19	付 表 1 - 1 ⑤ - 2 F
20	付 表 1 - 1 ⑯ F (プラスの場合に記載)	20	付 表 1 一 1 ^① F
21)	中間納付譲渡割額	21)	付 表 1 - 2 ¹³ B
22	申告書 第一表 ⑩一⑪ (⑩>⑪の場合に記載)	22	付 表 1 - 2 ③ C
23	申告書 第一表 ②一②(②>②の場合に記載)	23	付 表 1 — 1 ③ E
24)	修正申告の場合に記載		
25	ドルサロツ物ロト記戦		
26	申告書 第一表 (⑪+⑫) - (⑧+⑫+⑲+⑬)		

令和 年 月 日 /収受印	税務署長殿	□ 連番号 図
納税地)	
(フリガナ) ***		務 申告区分 指導等 庁指定 局指定
名 称 又 は 屋 号		署 通信日付印 確認印 身元
個人番号 ↓ 個人番号の記載に当たっては、在 又は法人番号 ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓	F端を空欄とし、ここから記載してください。	処 福 個人番号カード 確認 通知カード・運転免許証 書 その他(
(フリガナ)		理年月日
代表者氏名 又 は 氏 名	(ED)	指 導 年 月 日 相談 区分1 区分2 区分3 欄
自 平成 3 1 年 1 月 1 日		中間申告 自 平成 年 月 日
	課税期間分の消費 消費税の(確定	
至 令和 1 年 1 2 月 3 1 日	/13 Q 17100 (LEXE	
この申告書による消	費税の税額の計算	
課税標準額① + 兆千頁-	3 8 4 0 1 7 0	
消費税額②		
控除過大調整税額 ③	2 4 7 7 0 3	項 現金主義会計の適用
控 控除対象仕入税額 ④	1 5 4 4 6 8	2010年第一日 1010年10日 11日 11日 11日 11日 11日 11日 11日 11日 11日
除返還等対価。	8222	控制控制
に 係 る 税 額 貸倒れに係る税額 貸倒れに係る税額	8 3 4	1 1 6 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
控除税额小計	1 6 3 5 2 5	
控除不足還付税額。		の海 ・
差引税額	8 4 1 7 8	
中間納付税額⑩	6 3 0 0 0	
納 付 税 額 (1)	2 1 1 7 8	
中間納付還付税額(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(0 0 18
この申告書 既確定税額 ⑬		19
が修正申告 をおります をおります である場合 差引納付税額 4		0 0 20
課税資産の譲渡 15 課税売上等の対価の額	3 8 2 2 9 5 5	5 1 8 21
割 合資産の譲渡等の対価の額億	3 8 9 2 9 5 5	13 m m m m m m m m m m m m m m m m m m m
この申告書による地方	消費税の税額の計算	算 預金 □ 座 番 号
地方消費税 控除不足還付税額 ① となる消費 ・ フレース・カストーの表		51 け ゆうちょ銀行の - よ機 貯 金記 号番号
競響差引税額® 調差引税額®	8 4 1 7 8	3 0 0 52 4 5 数
渡屋りの		と等
額	2 3 1 1 0	
中間納付譲渡割額②	1 7 0 0 0	
	6 1 1 0	
		0 0 57 署名押印 (傳送來日)
この申告書譲渡渡割額(4)		(電話番号 —)
である場合 左 51 柳 19 ② ② 譲 渡 割 額		
消費税及び地方消費税の 合計(納付又は還付)税額	2 7 2 8 8	3 0 0 刷 税 理 士 法 第 33 条 の 2 の 書 面 提 出 有

和

年 +

後

課 税 期

課税標準額等の内訳書						番号			<u>][</u>	<u>][</u>	<u>][</u>				
		改	正	 法	附貝	刨(こよ	る	税	額	の	特	- 例	 」計	- 算
電話番号)						- 10 営						付則3		_
(フリガナ) 名 称	小	売	<u>。</u> 等				割		<u> </u>			付則3		-H	
又は屋号		小	売	等			売 上			┵			付則3		-H
(フリガナ) 代表者氏名															
又は氏名															
	課税期間分の消費 消費税の(確定			のt	間申告 場合の 象期間		平成一 令和]年]年			月 月[]=]=	
課税	票準	額	1	+	兆干	- 百	十億	干	百	+	万		百十	F _	· 円
※申告書(第一	-表)の①欄へ		Ü				3	8	4	0	1	7	0	0 () 01
	3 % 適	用 分	2												02
課税資産の	4 % 適	用分	3												03
譲渡等の	6.3 % 適	1 用分	4				2	8	0	0	9	2	5	9 2	2 04
対価の額	6.24 % 適	1 用分	⑤					6	2	9	2	5	9	2 5	5 05
の合計額	7.8 % 適	用 分	6					4	1	0	0	0	0	0 () 06
			7				3	8	4	0	1	8	5	1 7	7 07
特定課税仕入れ	6.3 % 遺	用 分	8												11
に係る支払対価	7.8 % 適	1 用分	9												12
の額の合計額 (注1)			10												13
消費 ※中生書(答)	税 -表) の②欄へ	額	11)					2	4	7	7	0	3	1 6	5 21
※中口音(第一	3 % 適	1 用 分	12		Ť				$\overline{\Box}$					╗	22
	4 % 適		(13)											+	23
⑪の内訳	6.3 % 適		(14)					1	7	6	4	5	7 !	9 6	24
		用分	(15)								=		5	==	=-
		用分	16						3				0	==	=
	7.0 70 70	. 7.3 73									الگ				
返 還 等 対 価 ※申告書 (第-	に 係 る 税 -表)の⑤欄へ	額	17)							8	2	2	2	3 5	31
	穿対価に係る	5 税 額	18							8	2	2	2	3 5	32
特定課税仕入れの返還	3等対価に係る税	頭(注 1)	19							П				Ī	33
			1			-									
			20						R	4	1	7	8	1 6	3 41
地方消費税の	4 % 適	1 用 分	21)									<u>-</u> 4		╬	42
課税標準となる	- /U L				_	 -			닏	_		_	<u> </u>	<u> </u>	41

(注1) ⑥~⑩及び⑪欄は、一般課税により申告する場合で、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載します。

%

6.3

6.24%及び7.8%

(注2) ②~③欄が還付税額となる場合はマイナス「一」を付してください。

(注2)

税額

適 用

分 用 適

分

<u>22</u>

23)

5 1 7 4 4 8 1

3 2 4 3 3 3 5

付表1-1 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表

一 般

							<u> </u>		<u> </u>				
		課	税	期	間	平成31・1・1~	令和元・ 12・31	氏名	又は名称				
×	<u> </u>		分	,	旧	税率分小計	税 率 6.24 % 適	〕用分	税率 7.8 %	適用分	合	計	F
						X	D		Е			(X+D+E)	
課	税	票準	額	1	(付表1-2	の①X欄の金額) 円		H 000			※第二表の		円
				(I)	(付表1-2	280,092 000 の①-1X欄の金額)	62,92 ※第二表の⑤欄へ	25 000	41,(※第二表の⑥欄へ	JOO 000	※第二表の	384,017	000
		その譲渡 価 の	等	1				- 005		00000		- " '	
				1		2 <mark>80,092,592</mark> の①-2X欄の金額)	62,925 ※①-2欄は、課税売上割合が9			OO,OOO のみ記載する。	※第二表の	84,018,5 ⑩欄〜	<u> </u>
判特	定課を	说仕入れ 公対価の	、力古	2					※第二表の⑨欄へ				
п/\					(付表1-2	の②X欄の金額)	※第二表の⑤欄へ		※第二表の⑯欄へ		※第二表の	(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	
消	費	税	額	2		17,645,796	3,926	3.520	3,19	98,000		24,770,3	316
+vhr. 17.4	> 14 +	調整税	か石	<u></u>	(付表1-2	の③X欄の金額)	(付表2-1の②・②D欄の含		(付表2-1の②・②E欄		※第一表の		
′ ′ ′ ′ ′ ′ ′ ′ ′ ′ ′ ′ ′ ′ ′ ′ ′ ′ ′	大迴 人	神 笠 忧	領	3									
控	控除対	対象仕入利	2. 額	(4)	(付表1-2	の④X欄の金額)	(付表2-1の図D欄の金額)	(付表2-1の図E欄の会	金額)	※第一表の	0④欄へ	
1,1	12/4//4	3(11)	L HA		/U=1 0	11,764,666 の⑤X欄の金額)	1,861	1,947	1,8	20,236	※第二表の	15,446,8	349
		等 対る 税	価額	(5)	(竹衣1-2						※男―衣り		
除				(5)	(付表1-2	623,233 の⑤-1X欄の金額)	8	7,073	1	11,929	※第二表の	822,2 ®欄へ	235
1817	- 売上	げの返還 に係る税	1000	-	,,,,,		0-	7.070	_	4.4.000		- " '	205
		課税仕み		1 ⑤	(付表1-2	623,233 の⑤-2X欄の金額)	※⑤-2欄は、課税売上割合が9	7,073 15%未満、かつ、特		11,929 のみ記載する。	※第二表の	<u>822,2</u> ^{®欄へ}	235
税	の返	護 選 等 対 系 る 税	価	2									
17%					(付表1-2	の⑥X欄の金額)					※第一表の)⑥欄へ	
	貸倒れ	に係る税	2額	6		83,416						83,4	116
額	控除	税額小	計		(付表1-2	の⑦X欄の金額)					※第一表の		
領	(4)-	+5+6)		7		12,471,315	1,949	9,020	1,9	32,165		16,352,5	500
控队	余不足	還 付 税	額	(8)	(付表1-2	の®X欄の金額)	※⑪E欄へ		※⑪E欄へ				
	(7)-(2	2)-(3)			(仕事1.0	のの女棚の女婿)	火 (0)口欄。		火 魚下棚 -				
差	引	税	額	9	(竹衣1-2	の⑨X欄の金額)	※⑫E欄へ		※⑫E欄へ				
	(2)+(sherr			5,174,481	1,97	7,500	1,20	65,835	※マイナス(8,417,8	
合		引 税	額	10							※プラスの	場合は第一表の⑨)欄へ
	(9-	-8)										8,417,8	316
地準方と	控除不	足還付移	 額	11)	(付表1-2	の⑪X欄の金額)			(8D欄と8E欄の合	計金額)			
費る税の					(付表1-9	の⑫X欄の金額)			(③D欄と③E欄の合	計全額)			
の課費税税	差引	税	額	12	(11471 2								
標額	. ** 31 114	十沙曲章	4 1		(付表1-2	5,174,481 の⑬x欄の金額)			3,24 ※第二表の③欄へ	43,335	※マイナスの	8,417,8 場合は第一表の⑰欄・	
		方消費税 よる消費税	1 4	13							※プラスの場 ※第二表の②	合は第一表の®欄へ D欄へ	
	(12-	-(11)				5,174,481				43,335		8,417,8	316
譲	還	付	額	<u>(14)</u>	(付表1-2	の⑭X欄の金額)			(⑪E欄×22/78)				
渡					(付表1-9	の⑮X欄の金額)			(⑫E欄×22/78)				
割	納	税	額	15)	(11201 2					====		00//	· ·
額						1,396,288			9	14,786		2,311,0 の場合は第一表の	19欄へ
合 訃	十差引	譲渡割	額	16)							※プラスの	場合は第一表の②	欄へ
	(15)-	-(4)										2,311,0	074

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。

金額の計算においては、1円木両の両級を902百 (つ。)
 旧税率が適用された取引がある場合は、付表1-2を作成してから当該付表を作成する。
 11

付表1-2 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表 〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

一 般

		課	脱	期	間	平成31・1・	1 ~	令和元・ 12・31	氏名	又は名称	
×	区 分				税率	3%適用:	分	税率4%適用	分	税 率 6.3 % 適 用 分	旧税率分小計 X
						A		В		С	(A+B+C)
課	税	票 準		1	※第二表の) ② 切っ	000	※第二表の③欄へ	000	280,092 000 ※第二表の④欄へ	※付表1-1の①X欄へ 円 280,092 000 ※付表1-1の①-1X欄へ
(1) 課	税資産対	その譲渡 価の	領	1						280,092,592 ※第二表の®欄へ	280,092,592 ※付表1-1の①-2X欄へ
内保訳	定課利	总仕入れ 公対価の	/(こ #E	1 2	※⑪-2欄は ※第二表の		i、かつ、4	寺定課税仕入れがある事業者のみ記i ※第二表の⑬欄へ		※第二表の®欄へ	※付表1-1の②X欄へ
消	費	税	額(2	жя <u>—</u> 40)(U)(M)		ベオー		17,645,796	17,645,796
控隊	余過 大	調整税	額(3	(付表2-20	0②・⑤A欄の合計金	額)	(付表2-2の②・②B欄の合計	金額)	(付表2-2の②・③C欄の合計金額)	※付表1-1の③X欄へ
控	控除対	象仕入税	額(4	(付表2-20	0四A欄の金額)		(付表2-2の②B欄の金額)		(付表2-2の③C欄の金額) 11,764,666	※付表1-1の④x欄へ 11,764,666
	返還に係	等 対 る 税	価額	5						623,233	※付表1-1の⑤x欄へ 623,233
除		げの返還 に係る税	· 哲	5						623,233	※付表1-1の⑤-1X欄へ 623,233
税	の返	課税仕入 還 等 対 系 る 税	価	5 - 2	※⑤-2欄は	課税売上割合が95%未満	i、かつ、 ⁴	存定課税仕入れがある事業者のみ記 す	載する。	3_3,_3	※付表1-1の⑤-2X欄へ
	貸倒れ	に係る税	額(6						83,416	※付表1-1の⑥x欄へ 83,416
額		税額小 +⑤+⑥)	計(7						12,471,315	※付表1-1の⑦X欄へ
控队	余不足 (⑦-C	還付税	額(8				※ ⑪B欄へ		※⑪C欄へ	
差	引 (②+(3	税 ③-⑦)	額(9				※⑫B欄へ		※⑫c欄へ 5,174,481	※付表1-1の⑨x欄へ 5,174,481
合		引 税	額(10							
地方消費が	控除不	足還付稅	額(11)				(⑧B欄の金額)		(⑧C欄の金額)	※付表1-1の⑪X欄へ
税の課税標準税額	差。	税	額(12				(⑨B欄の金額)		(⑨c欄の金額) 5,174,481	※付表1-1の@X欄へ 5,174,481
合計	·差引地 標準とた (⑫-	方消費税		13				※第二表の②欄へ		※第二表の②欄へ	※付表1-1の③X欄へ
譲渡	還	付	額(14)				(⑪B欄×25/100)		5,174,481 (⑪C欄×17/63)	5,174,481 ※付表1-1の@X欄へ
割額	納	税	額(15				(⑫B欄×25/100)		(@C欄×17/63) 1,396,288	※付表1-1の頃X欄へ 1,396,288
	十差引	譲渡割	額(16						1,090,200	1,090,200
	(15-	-(4)				-					

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。

¹ 生 銀収/前 昇にみいいは、111/1/回いと回及な、92/16、30。 2 旧税率が適用された取引がある場合は、当該付表を作成してから付表1-1を作成する。 12

課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表 付表2-1

一 般

		課税	期	間	平成31・	1•1	~ 令和元・12・31	氏名又は名	称	
		項	目				X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分	合 計 F (X+D+E)
	課 税 売	上 額	(1	说 抜	き)	1	(付表2-2の①X欄の金額) 円 270,200,000	61,530,518	39,565,000	371,295,518
	免 税	売		上	額	2				11,000,000
	非課税資海外支店等					3				
課移	色資産の譲渡	等の対価	の額((①+(2 + 3)	4				※第一表の⊕欄へ ※付表2-2の⊕X欄へ 382,295,518
	課税資産の記	譲渡等の対	け価の	額(④	の金額)	5				382,295,518
	非 課	税	売	上	額	6				7,000,000
資源	産の譲渡等	その対価	の額	(5)	+ ⑥)	7				※第一表の追欄へ ※付表2-2の⑦X欄へ 389,295,518
課	税 売 上	割合	((4) /	⑦)	8				※付表2-2の®X欄へ [98%] ※端数 切捨て
	課税仕入れり	こ係る支払	対価	の額(ラ	脱込み)	9	(付表2-2の®X欄の金額) 201,680,000	32,226,000	25,670,000	259,576,000
	課税仕入	、れに1	係る	消費	税額	10	(付表2-2の⑩X欄の金額) 11,764,666	(③D欄×6.24/108) 1,861,947		15,446,849
	特定課税仕	:入れにも	系る支	区 払 対	価の額	(11)	(付表2-2の⑪X欄の金額)	※⑪及び⑫欄は、課税売上割合だ	*95%未満、かつ、特定課税仕入れ:	がある事業者のみ記載する。
	特定課税	仕入れり	こ係	る消	費 税 額	12	(付表2-2の⑫X欄の金額)		(⑪E欄×7.8/100)	
	課税貨	物に係	る	消費	税額	13	(付表2-2の ¹³ X欄の金額)			
	納税義務の こととなっ の調整(た場合に		る消	費 税 額		(付表2-2の@X欄の金額)			
課	税仕入れ	等の和 ⑩+⑫+⑬=		の合	計額	15	(付表2-2の⑮X欄の金額) 11,764,666	1,861,947	1,820,236	15,446,849
課課		が 5 億 P 合 が 95 (IBの金額	% D			16	(付表2-2の⑯X欄の金額) 11,764,666	1,861,947	1,820,236	15,446,849
	.税% 個 -	うち、課税売		このみ要	ぎするもの	17)	(付表2-2の⑪X欄の金額)			
売円	売未対応サポープ	うち、課税売 通 し て		非課税 する		18	(付表2-2の®X欄の金額)			
上超	上満 方式 個別	リ対応方 税 仕 入	式 に れ 1®×④	等の	除 する 税 額	19	(付表2-2の®X欄の金額)			
	合場 一括比例配 が合 等の税額	配分方式によ (⑮×④/	り控除で		仕入れ	20	(付表2-2の@X欄の金額)			
控の 除	課税売上割合 消費税額 Ø	変動時の調) 調 整 (カ	整対象	と固定資	産に係る	21)	(付表2-2の②X欄の金額)			
税額整	調整対象固定					22	(付表2-2の②X欄の金額)			
差	控 除 対 〔(⑯、⑩又は	中 象	仕	入	税 額	23	(付表2-2の@x欄の金額) 11,764,666	※付表1-1の@D欄へ 1,861,947	※付表1-1の④E欄へ 1,820,236	15,446,849
引	控 除 並 [(低、19又は	 大	調	整	税 額	24	(付表2-2の@X欄の金額)	※付表1-1の③D欄へ	※付表1-1の③E欄へ	
貸	倒 回 収		<u>。</u> る 消		税額	25	(付表2-2の匈X欄の金額)	※付表1-1の③D欄へ	※付表1-1の③E欄へ	

金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。 旧税率が適用された取引がある場合は、付表2-2を作成してから当該付表を作成する。 ③及び⑪欄には、値引き、割戻し、割引きなど仕入対価の返還等の金額がある場合(仕入対価の返還等の金額を仕入金額から直接減額している場合を除く。)には、その金額を控除した後の金額を記載する。

付表2-2

課税売上割合・控除対象什入税額等の計算表

						税期間用〕	

税期間 平成31・1・1 ~ 令和元・12・31 一般

課 氏名又は名称 税率3%適用分税率4%適用分税率6.3%適用分旧税率分小計X 項 目 (A+B+C)課 (1) 税 売 上 額 (税 抜 き) 270.200.000 270,200,000 免 税 Ł 額 0 売 非課税資産の輸出等の金額 3 海外支店等へ移送した資産の価額 課税資産の譲渡等の対価の額(①+②+③) 382,295,518 課税資産の譲渡等の対価の額(④の金額) (5) 非 課 上 額 6 資産の譲渡等の対価の額(⑤+⑥) 389,295,518 税 売 上 割 合 (④ / ⑦ 課 ※端数 切捨て [98 %] 課税仕入れに係る支払対価の額(税込み) 201,680,000 201,680,000 (⑨A欄×3/103) (9B欄×4/105) (9C欄×6.3/108) ※付表2-1のMX欄へ 課税仕入れに係る消費税額 11,764,666 11,764,666 ※付表2-1の⑪X欄へ ※⑪及び⑫欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。 特定課税仕入れに係る支払対価の額 (11) (⑪C欄×6.3/100) ※付表2-1の@X欄へ 特定課税仕入れに係る消費税額 ※付表2-1の®X欄へ 課税貨物に係る消費税額 ※付表2-1の@X欄へ 納税義務の免除を受けない(受ける) : となった場合における消費税額 調整 (加算又は減算)額 (14) ※付表2-1の⑤X欄へ 課 税仕入れ等の税額の合計額 (15) 11,764,666 11,764,666 $(10+12+13\pm14)$ 課税売上高が5億円以下、かつ、 課税売上割合が95%以上の場合 ※付表2-1の億X欄へ 11,764,666 11,764,666 (⑮の金額) ※付表2-1の⑪X欄へ 課 5 課95 ⑤のうち、課税売上げにのみ要するもの 税億税% 個 ※付表2-1の®X欄へ ⑤のうち、課税売上げと非課税売上げに 忲 売未 売円 共 通 し て 要 す る も の 上満 方 ※付表2-1の®X欄へ 個別対応方式により控除する 上超 割の (19) $[17 + (18 \times 4 / 7)]$ 高又合場 一括比例配分方式により控除する課税仕入れ ※付表2-1の@X欄へ がはが合 等の税額 (⑮×④/⑦) ※付表2-1の②X欄へ 控の 課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る (21) 消費税額の調整(加算又は減算)額 調 ※付表2-1の②X欄へ 税 調整対象固定資産を課税業務用(非課税業務用) に転用した場合の調整(加算又は減算)額 額整 ※付表1-2の④A欄へ ※付表1-2の④B欄へ 仕 23 11,764,666 11,764,666 差 [(⑯、⑲又は⑳の金額)±㉑±㉒]がプラスの時 ※付表1-2の③A欄へ ※付表1-2の③B欄へ ※付表1-2の③C欄へ ※付表2-1の@X欄へ 控 過 大 調 整 税 引 [(⑯、⑲又は⑳の金額)±㉑±㉒]がマイナスの時 ※付表1-2の③A欄へ ※付表1-2の③B欄へ ※付表1-2の③C欄へ ※付表2-1の②X欄へ

貸 倒 回収に係る消費税額

(25)

旧税率が適用された取引がある場合は、当該付表を作成してから付表2-1を作成する。 ④、⑦及び⑧のX欄は、付表2-1のF欄を計算した後に記載する。

⑨及び⑪欄には、値引き、割戻し、割引きなど仕入対価の返還等の金額がある場合(仕入対価の返還等の金額を仕入金額から直接減額している場合を除く。)には、その金額を控除した後の金額を記載する